



深川市一般不妊治療費助成事業

深川市では、子どもが欲しいと願って不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、治療に要した自己負担額を全額助成します。

【対象となるご夫婦（事実婚を含む）】

- 双方又は一方が、深川市の住民であること
- 公的医療保険（国保・社保等）に加入していること



【対象となる一般不妊治療】

- 体外受精及び顕微授精を除く一般不妊治療
（診断のための検査や治療の一環として実施される調剤を含みます）

【助成内容】

- 一般不妊治療に要した費用のうち、自己負担額（治療費に対し高額療養費や付加給付金が支給される場合は、それらの支給額を除いた金額）を全額助成します（個室料、食事代等は除きます）。

- 高額療養費制度：医療機関や薬局で支払った医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた金額が保険組合等から支給されるものです。上限額は年齢や所得に応じて定められています。
- 付加給付金：保険組合等において独自に決められた限度額を超過した費用が支給される場合があります。高額療養費制度に上乗せして付加給付されるものです。

※詳しくは加入している保険組合等にご確認ください。

- 1年度につき1回、通算3回まで助成します。
- 診療年度は3月診療分から翌年2月分までを1年度とします。
診療年度分を年度末の3月に申請してください。
（治療が終了した場合は随時申請できます）
- 受診等証明書の発行にかかる文書料も助成します。

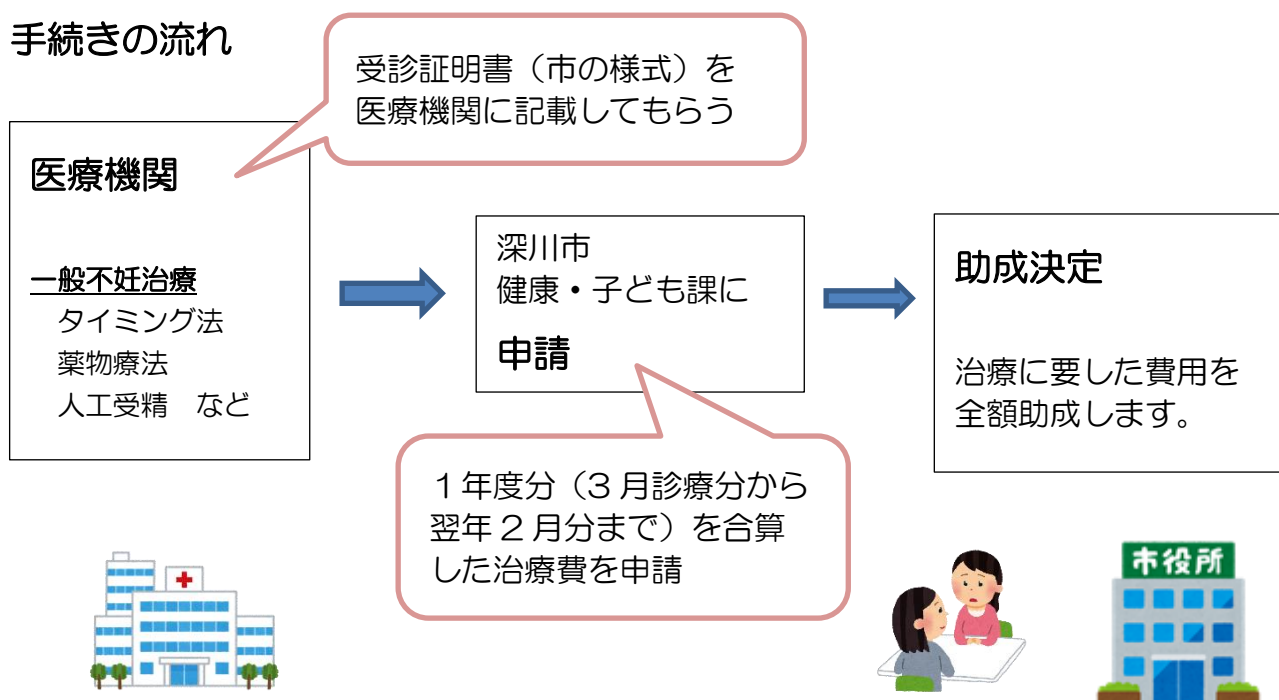


【申請方法】

深川市一般不妊治療費助成事業申請書に、以下の書類を添えて申請してください。

- ① 一般不妊治療医療機関受診等証明書（医療機関に記載してもらう証明書）
 - ② 医療機関が発行した領収書（院外処方薬・文書料に係る領収書を含む）
 - ③ 被保険者等であることを証明する書類（治療を受けた方の健康保険証など）
 - ④ 夫婦の住所を確認できる書類（ご夫婦の一方が市外在住の場合）
 - ⑤ 戸籍謄本（事実婚の場合）
 - ⑥ 事実婚関係に関する申立書（事実婚で、両人の住所が異なる場合）
 - ⑦ その他市長が必要と認める書類
- ・ 加入している保険組合等により発行される高額療養費・付加給付金の支給決定通知書（支給される場合）など

手続きの流れ



<問合先> 深川市役所 健康・子ども課健康推進係（1階11番窓口）

電話0164-26-2609